

舞鶴市入札監視委員会(令和6年度第2回) 議事概要

開催日時及び場所	令和7年2月6日(木)午後1時30分～3時15分 舞鶴市役所 本館4階 議員協議会室	
出席委員氏名	上子秋生:立命館大学特別任用教授 (委員長) 玉田和也:舞鶴工業高等専門学校建設システム工学科教授 志部淳之介:御池総合法律事務所 弁護士	
議事概要	1 開会あいさつ (福田副市長) 2 委員長あいさつ(上子委員長) 3 議事 (1)入札及び契約手続きの運用状況等の報告 入札状況全般、年度別比較、詳細分析の結果等について事務局より報告。 (2)令和5年10月～令和6年9月の建設工事(抽出工事)に係る落札者決定までの審議 抽出案件の工事概要と入札経過等について工事担当課及び事務局より説明。 (3)入札契約手続きの改善に関する審議 最低制限価格の変動等の実施状況を説明 5 その他 ・次回の抽出担当は上子委員とする。 ・次回の開催は令和7年7月又は8月を予定する。	
審議対象期間	令和5年10月1日～令和6年9月30日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
一般競争入札	4件	
指名競争入札	1件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	入札対象件数 124件
	別紙のとおり	回答等
委員会意見の内容要旨	議事(1)関係 一般競争入札の件数や辞退者数等の増減に関する確認。 議事(2)関係 最低制限価格の運用にあたっては、まだ検討の余地が残っているので、今後考えていただきたい。 議事(3)関係 特になし	

別紙

「3 議事 (1) 入札及び契約手続きの運用状況の報告」関係

意見・質問	回答等
条件付き一般競争入札の割合が多いが、市内業者に限った取り扱いが大半であるということか。	建設工事の条件付一般競争入札では、市内業者であること及び等級を条件に付しているものが殆どです。なお、金額が大きな工事においては、JV(共同企業体)の構成者の要件として市外業者が参加する場合があります。
市内業者を順次指名していくのではなく、条件に合う者は誰でも手を挙げてもらえるかたちに変化してきているということか。	等級にはA等級からE等級がありますが、現在は、B等級以上において、殆ど条件付き一般競争としております。
昔と比べて業者数が減少していることと一般競争が増えていることは関係があるのか。	業者数の減少と関係はなく、電子入札の導入によって指名競争入札から一般競争入札に切り替えてきたものです。
業者を分けて指名しなくても一般競争で機能しているということか。 一般競争入札の欠点と言われる誰も手を挙げない場合というのは起きていないか。	等級の条件を付すことから、結果として指名競争と一般競争との間に大きな違いは生まれません。 一般競争において参加者がいない案件は年に数回あります。昨年 of 電気工事で見られたように参加者が1者や2者と少ない場合もあります。
資料「建設工事の落札率分布の推移」の中で、予定価格に対する落札率が100%付近となった案件の数が、令和6年度上半期のグラフを見ると減ってきている。これまでの協議によって行われてきた工夫の効果が始まってきていると思う。	—
資料「辞退者の割合」では、辞退者が減少しているように見えるが、実際にはどうか。	前提として、一般競争入札と指名競争入札では、辞退者の集計に違いがあります。 指名競争入札の場合と異なり、一般競争入札で最初から入札参加の意思を示さなかった業者については、このグラフの辞退者の数に現れていません。

資料「失格者の割合」では、最低制限価格の変動制度によって、50%近辺に固まることができることの説明があったが、全体としてはどのように分析をしているのか。	失格者の発生と、発注金額の大小に関連はなく、まんべんなく失格者が発生している状況です。
--	---

前回(第1回)の指摘事項に係る報告

令和6年度第1回委員会の抽出案件No.2から5の4件について、落札率が高くなった状況を検証してはどうかとの指摘に対する分析報告

意見・質問	回答等
前回の指摘事項への回答であると思いました。気になった点は、国のモデル式計算で算出した数値に対して、「内容、時期、場所」の項目について評価を加えるシステム(以下「難易度評価」という。)において、今後に向けてこれが上手く機能するには、各項目の評価結果と応札の集中帯との一致具合が大切となってくると思う。評価が上手くいったケースとそうでなかったケースのノウハウの蓄積が大事と思った。	—
資料によると、検証案件については国のモデル式よりも少し高くなる方に振れているが、その他の類似金額の案件では下に振れている。また、モデル式の値に対する上下の幅の違いもあるように見える。数値化しにくいところを主観で評価する部分について、難易度評価の仕方が妥当であったのかPDCAを進めていかれたい。	—

「3 議事(2) 抽出工事に関する工事の概要と入札の状況について」関係

抽出委員:玉田委員

① 赤れんがパーク園路(その2)整備工事

抽出趣旨	対象リストの中で業種が土木一式工事で発注金額が一番大きいものを抽出した。	
意見・質問		回答等
その1とその2に工事を分割した理由を説明されたい。		単年度工事を実施しており、工期(年度内の完了)を意識したものです。

工期が問題であれば、JV(共同企業体)の構成員を増やすことで対応できるのではないか。	市内業者を対象とした土木一式工事のJV(共同企業体)につきましては、基本的に2者で組んでもらう運用としています。
2者での運用という枠内で年度内の完了を目指すには、工事を分割せざるを得なかったという理解で良いか。	その1工事(海沿いの園路)とその2(文庫山山頂へ通ずる園路)では、施工範囲や内容が異なるとの理由から、分割による発注としています。
一緒に発注することによるメリットがないということか。	お見込みの通りです。
新しく造る工事にあって、1割を超える変更があった理由を説明されたい。	その2工事については、連絡通路テラスを当初は北側の半分とし、残る部分のコンクリート打設は人力で見込んでいましたが、現地の確認によりポンプ車による打設でないと難しいことがわかりました。 北側半分を先に施工してしまうと、残る部分のポンプ車による施工が難しくなるため、当該部分を追加することとしました。
もともと計画していた部分だったのであれば、最初から当該部分を含んでの発注にすべきではないか。設計の過程に問題はなかったか。	設計の段階で一括しての発注を組むことができれば良かったのですが、法面の生い茂る樹木を伐採してみないと施工方法を明確にできなかったという状況がありました。加えて、赤れんがパークの一連の事業の中で少しでも供用を早めたいとの考えから、入札差金を活用して事業進捗を図ったものです。
鬱蒼と生い茂っている樹木を伐採してみないと状況がわからなかったという理解で良いか。	お見込みの通りです。
実施にあたっては、入札差金が影響することがあるということか。	事業進捗の観点から、追加したものです。
競争原理が働いているか、適正価格に落ち着いているかという視点で見ると、本入札自体は適切に行われている。	
本件は入札差金を柔軟に活用されていると思う。	

抽出趣旨	対象リストの中で業種が建築一式工事で発注金額が一番大きいものである。また、この工事は市外業者をJVの代表とす工事で、市内業者の選択肢を狭めたのではないかとこの点から抽出した。	
意見・質問		回答等
舞鶴市発注としては大きな規模であるにも関わらず、入札参加者(JV)が2者しかなかった。そのうちの1者が辞退をしているが、理由は何であったか。		電子入札で執行した案件ですが、辞退にあたって理由を記載する必要がないため、それ以上の確認は行っておりません。
市として入札参加者が少なかったこと、うち1者が辞退したことの理由をどのように理解しているのか。		JVの代表に求める市外業者の参加については、過去ではこの金額規模であれば、もっと参加がありました。今回は、落札した者も辞退した者も、1,200点の条件を満たす者としては決して上位ではありません。おそらく、万博など全国的な工事の実施が影響したのではないかと考えております。
この時期に他所での大規模工事があったという考えが正しければ、入札参加者が少なかった状況は続かないものと考えて良いが、そうでなければ、何らかの分析をしておかなければならない。		10年前の建築一式工事では約7億円でしたが本件以上の参加がありました。今回はその倍額であっても興味を示されなかったと見ています。
市内業者が代表となる規模で発注すれば、入札参加者を増やすことができたのではないか。15億円の工事は分割できないのか。		建築一式工事としては一括での発注していますが、このほかに、機械器具設置工事や電気工事を別途で発注しています。 建築一式工事につきましては、基礎部分と建屋部分がありますが、これを分割してしまうと責任の所在が不明確になることから、分割は難しいと考えております。
分割が困難であることは理解した。1者でも応札してくれて、比較的安く契約できた状況であることが分かった。		—

本件は舞鶴市が行っている最低制限価格の変動制度によって、変動後の最低制限価格を適用したことで不調を回避できた一例であった。	—
庁舎の法定償却や再編という話については、本委員会の対象外で、コメントするものではないが、物として機能として長持ちするものを導入することがお金の節約につながるという感想を持った。	—

③ 西・神崎浄化センター高圧ケーブル更新工事

抽出趣旨	落札率が高いものを抽出した。	
	意見・質問	回答等
	落札者と失格した者の価格差自体はそれほど大きな金額ではない。 工事の種類や規模からして特殊なものではないと思われるが、2者の参加では少ない印象がある。公告日から参加申請締切までが9日間で期限が短かったと想像するが、そのあたりどうか。	本市では、毎月の10日頃に公告し、月末に入札を行っておりまして、本件も平均的な日程であったと思います。
	本件はケーブル(物品)の価格が契約金額全体に占める割合が大きい工事である。 物品の購入価格と労務費の割合によっては最低制限価格を変えるべきではと思うが、舞鶴市が運用している難易度評価の中に、工事の種類による金額の積み上げ方の違いは反映できているのか疑問に思った。	—

舞鶴市が運用している難易度評価の要素について、理論で言うと、価格に影響させるべき要素を精査すればするほど、適正な価格の算定になるが、これには一定のコストがかかるという関係にある。今は最も大きな3つの要素をピックアップしているものと想像している。 今後検討の余地があると思うが、例えば、今までの議論で言うと、「他所で大きな工事があることが影響してそうだ」や、「原価が大きな割合を占める場合は別の要素がありそうだ」といったことを分析していけば難易度評価の第四の要素として組み込むことでより精度が上がる。応札率や落札金額を左右するような要素が類型的に出てくるのであれば、それを加えていく方がいいと思う。	—
--	---

④ 舞鶴市西市民プラザ屋上防水改修工事

抽出趣旨	供用後の管理が置き去りになりがちな公共建築の中で、計画的にマネジメントができていた屋上防水工事の内容を確認したかったこと、参加5者中4者が失格となり残った1者が落札した事例で最低制限価格の設定に課題があったのかもしれないと考えられる点から選定した。
意見・質問	回答等
結果だけ見ると、運の要素が強く、細かく精査した業者が失格し、最も高い金額を提示した業者が落札となった悪い事例である。今後、分析が必要と考える。	—
施設マネジメントに対する姿勢について是とする意見は、その通りである。一方で入札の結果については、課題を残す形となった。本件への今後の対応については、最後のとりまとめの中で触れることとしたい。	—

⑤ 林道三浜空山線災害復旧工事

抽出趣旨	今回から、上半期だけでなく昨年度下半期も含めて設計変更の変更率が最も高かったものを選定したものであるが、先程説明を聞いて納得した。	
意見・質問		回答等
工事の必要性は理解した。 変更があったときに変更の数量や内容といった契約の適正を外部に対して適正に説明できるよう市として準備しておくことが、コンプライアンス的に良いと考える。		—
変更率は高いものの、本件については殆どの方がその必要性を理解されるものであると考える。このような場合どのような対応が考えられるのかについては、その時その時の状況に応じて考えることになろうかと思う。		—

最低制限価格について意見交換

意見
元々は国の工事で東宮御所の工事で1円入札があったことやコンピュータ関連で契約における採算度外視の入札(当時は互換性がなかったことから導入後の独占が考えられた)のような例外事象を取り除くという目的から最低制限価格というものはつくられてきていると考えている。 そのような視点からすると、最低制限価格を下回るのは例外事象であり、多くの者がそれを下回る場合がある現在の状況は異常に見える。 国交省が最低制限価格を引き上げるよう言っている事情も知っているが、個人的には目的と使う道具が違うように思っている。 出来得るなら最低制限価格を下げるべきではないか。これは一見すると業者に不利に働くように思えるが、失格が出にくい状況を作っていくことで、業者はより入札額をより精査し、これが本当の競争につながると考えている。 先程、委員の意見にあった要素の話聞いて思ったのは、人件費の割合や受注者が外部からの購入物が占める割合など、客観的に予想される要素で難易度評価を構成する項目について再検討をしてはどうか。

その意見も一つで、長期的にはブラッシュアップしていくのがいい方法と思う。 最低制限価格が持つ機能としては、安かろう悪かろうの除外が挙げられる。 難易度評価の図では、最低制限価格を表す赤線の下に団子のように多くの業者が並んでいる状態にあれば競争はできており、安かろう悪かろうの視点をあまり要しない事例であろう。一方で、赤線よりもかなり下にあったり、バラけていたりしたときは、最低制限価格が必要となるケースであると考ええる。 長期的には、難易度評価の見直しを行っていくことが望ましい。短期的に対応するのであれば、試行的に最低制限価格を下げてみて競争を維持しつつ、安かろう悪かろうを防ぐことができるのであれば、この方法でも良いのではないか。国の制度の範囲内という制約の中、実際には難しいところがあるかもしれないが、一つのアイデアである。
最低制限価格のすぐ下に業者の重なりがあるのであれば、問題がないと判断できないものか。 すべての業者が最低制限価格を下回った場合の変動制度も、現状を打破しようとしたものである。今述べられた意見も同じ方向性であることから、ぜひ、もう少し考えていただきたい。
最低制限価格は必要と考えます。安ければ良いのではなく、適正な品質が保持されるとともに、業者が適正な利益を得られる産業振興の機能を有していると認識している。 現在は、市役所と業者との間でこの認識にズレが生じており、市役所による地域の産業振興の意図は伝わっていない。市として業者に対してこういう思いで積算しているということが伝わるよう、終わった工事で構わないので話し合ってみてはどうか。これを受け、難易度評価を現在の三角形から五角形、六角形にしても良いと思う。 業者はこれを受け、時間に余裕があるときは安価でも対応すると言うかもしれないし、購入品の割合が小さく人の労働分の割合が大きいときは、人件費が高騰している今は価格を下げるできないといった判断を行うかもしれない。 業者と意思疎通しながら、詳らかにしながら制度を改善していく必要があるのではないと思う。
一つの取り組みの紹介として、他自治体では、辞退者の一部に対して個別にヒアリングを行い、時期や人など辞退に至った理由を聞き取り、より精度の高い入札につなげている事例がある。
最低制限価格は最終的に人的要素で決まってくる部分はある、逆にこれがなければ予想されやすいものになってしまうが、これの運用にあたっては、まだ検討の余地が残っているので、今後考えていただきたい。

「3 議事 (3) 入札契約手続きの改善に関する審議」関係

意見・質問	回答等
特になし。	

○ 全体を通して

意見・質問	回答等
本日の協議資料を見ても、最低制限価格の変動は少なからず発生している。これも見直しの対象に加えてほしいと思うが、例えば統計から偏差値をとり、一定の値以上であれば、そこを失格としないなど、また、同じ者が3者揃えば許容するといったルールも考えていってもらいたい。	—
入札監視委員会の委員が第三者的に見る。そして行政職員に考えてもらう。これを継続的に繰り返ししていくしかないと思います。	—